

2008年3月13日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

介護保険制度における介護予防事業に関することに係る個人情報
を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集
することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的
外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理
について（答申）

2008年3月3日付けで諮問（第309号）された介護保険制度における介護
予防事業に関することに係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人
以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目
的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のと
おり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

ア 介護保険法（平成18年4月1日改正）における介護予防事業は、同法に基づく地域支援事業のうちの高齢者の介護予防を目的とする事業として、同法第115条の38に位置づけられているものである。

当該事業は、高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で健康に暮らし続けていけるよう介護保険第1号被保険者（65歳以上）を対象に、各種介護予防事業を市町村の責任において実施するもので、地域支援事業実施要綱に基づき行われるものである。

介護予防事業の種類

(ア) 介護予防事業特定高齢者施策（介護保険第1号被保険者を対象）

- a 特定高齢者把握事業
- b 通所型介護予防事業
- c 訪問型介護予防事業
- d 介護予防特定高齢者施策評価事業

(イ) 介護予防一般高齢者施策（65歳以上の高齢者を対象）

- a 介護予防普及啓発事業
- b 地域介護予防活動支援事業
- c 介護予防一般高齢者施策評価事業

これらの事業のうち、(ア) 介護予防事業特定高齢者施策 a 特定高齢者把握事業は、生活機能の低下のおそれがあると思われる高齢者（特定高齢者）を把握し、機能向上を図るために、同 b 通所型介護予防事業及び c 訪問型介護予防事業の利用につなぎ、要支援・要介護への移行を防ぐことを目的とするものである。

この特定高齢者把握事業については、今回の諮問に先立ち、平成18年7月13日「介護保険の地域支援事業に関すること」を藤沢市個人情報保護制度運営制度審議会に諮問（第201号）、答申（第200号）により承認を受け、現在、実施してきているが、平成20年度より、当該事業のうち、「生活機能評価」について、実施方法等が変更となることに伴い、事業主管課や個人情報の取り扱いが変更となるため、このことに関し、諮問するに至ったものである。

イ 「生活機能評価」の実施方法等の変更について

「生活機能評価」は、保健福祉関係機関や各種相談等と連携する中から把握した特定高齢者の候補者（以下「候補者」という。）に、医療機関による診査等を行い、日常生活上の機能低下のおそれがあるかどうか、また通所型・訪問型介護予防事業（以下「介護予防事業施策」という。）の利用が必要かどうかを判断するもので、市はこの情報に基づき特定高齢者の把握をしていくものである。

この「生活機能評価」は、介護保険法に基づく事業であるが、その実施については、平成18・19年度は、老人保健法における「基本健康診査」の中で実施することが地域支援事業実施要綱に定められていることにより、基本健康診査の一部として、65歳以上の住民に実施してきている。

このため、平成18・19年度の「生活機能評価」からの特定高齢者の把握にあたっては、本課は、「基本健康診査」の事業実施主管課である市民健康課より、基本健康診査票の同意欄に「基本健康診査における生活機能評価の結果に関する事項について、本課及び地域包括支援センターへの情報提供に同意の記載」のある者について、それに基づき、生活機能評価結果情報の提供を受け（市民健康課が藤沢市個人情報保護制度運営審議会に「老人保健法の規定による保健事業の推進」を諮問（平成18年3月1日）、その答申により承認）、更に、その情報と介護保険認定情報を照合（藤沢市個人情報保護制度運営制度審議会に介護保険課が「介護保険の要介護認定及び要支援認定に関すること」で、情報を目的外に利用させることについて諮問（第203号）、同答申（第202号）により承認）し、実施してきている。

この基本健康診査の根拠法である老人保健法は、「高齢者の医療の確保に関する法律」への全面改正により、平成19年度で廃止となり、従って、「基本健康診査」も廃止となる。

このため、当該診査の一部として実施されている「生活機能評価」は、平成20年度より、介護保険における地域支援事業のうちの介護予防事業の一つとして、介護保険第1号被保険者を対象に実施することになる。

これに伴い、「生活機能評価」の実施所管を市民健康課から本課へ移行するとともに、実施方法としては、新たに、要支援・要介護認定を受けていない介護保険第1号被保険者を対象に、「候補者」把握のための基本チェックリストを実施すること及び「医療機関等による生活機能評価」は、「候補者」にのみ実施することが、現行からの主な変更となる。

このため、これらの業務の個人情報の取り扱いも変更となる。

(2) 特定高齢者把握事業の概要

ア 特定高齢者

介護予防事業における「特定高齢者」とは、介護保険第1号被保険者（65歳以上）で介護認定区分（要支援1・2，要介護1～5）には該当しないが、そのままでは心身の機能の低下により要支援・要介護状態になるおそれのある者で、要支援・要介護状態へ移行しないためには心身の機能の向上を図る介護予防事業施策の利用が望ましい高齢者をいう。

この特定高齢者の推定人数は、65歳以上人口の5%と国から示されていたが、平成19年度以降は、同人口の12%が対象となるよう特定高齢者の基準変更があり、また介護予防特定高齢者施策参加者数の目標を同人口の5%に変更があった。

この基準では、本市の場合、平成20年度は約9,420人（65歳以上人口78,500人想定）の特定高齢者が見込まれ、また、これらの中からの介護予防事業参加者目標は推計約4,000人となる。

イ 特定高齢者の把握事業

特定高齢者の把握にあたっては、基本健康診査の担当部局との連携、要介護認定の担当部局との連携などから情報を収集し、把握することになっている。本市においてもこれらの他、高齢者を対象にした講演会・学習会・老人クラブや地域のイベント、医療・保健・福祉関係機関での相談、生活機能評価受診などの様々な場面において、基本チェックリストの実施により、まず「候補者」を把握し、更にその「候補者」への基本健康診査の中での生活機能評価及び特定高齢者の要件チェックにより、特定高齢者に該当する者を把握してきている。

この把握した特定高齢者には、個人別に、低下のおそれのある機能の向上を目的とした各種介護予防事業施策の利用を勧奨していくが、現在までの特定高齢者把握数は約5,700人となっている。

このうち、平成18・19年度の「生活機能評価」からの把握については、市民健康課が実施の基本健康診査受診者のうち、基本健康診査票の同意欄に「基本健康診査における生活機能評価の結果に関する事項について、本課及び地域包括支援センターへの情報提供に同意の記載がある」者について、それに基づき、市民健康課から生活機能評価結果情報の提供を受け、その情報に、介護保険認定情報及び特定高齢者の条件を照合することにより、実施している。

ウ 平成20年度からの特定高齢者把握事業及び「生活機能評価」の概要

この特定高齢者把握事業のうち、「生活機能評価」からの把握については、「生活機能評価」の実施が、平成20年度より、基本健康診査の廃止に伴い、

特定高齢者把握事業の一つとして介護保険法で直接実施することになり、また、「生活機能評価」の実施対象者は介護保険第1号被保険者で要支援・要介護認定を受けていない者に変更となる。

本市における「生活機能評価」の実施について

国においては、平成20年度からの「生活機能評価」の実施方法として、大きくは、医療保険者の実施する特定健診・後期高齢者健診との同時実施、または、「生活機能評価」のみ単独実施の2つの方法を示している。

本市においては、「生活機能評価」の実施は、健診等とは別に単独で実施するもので、「医療機関等による生活機能評価」は、基本チェックリストの実施により把握した「候補者」のみとするものである。

(ア) 実施主管課・・・高齢福祉課

(イ) 基本チェックリスト実施対象者

(「候補者」を把握するために実施するもの)

a 介護保険第1号被保険者(65歳以上)で、要支援1・2及び要介護1～5の認定を受けていない者

(地域支援事業実施要綱に基づく対象者)

b 年度内に65歳に到達する者で、要支援1・2及び要介護1～5の認定を受けていない者

(医療機関での生活機能評価の受診期間は3ヶ月の予定のため、それ以降の年度内に介護保険第1号被保険者になる見込のものについても、受診の機会を設けるため、本市の独自事業として、対象とするもの)

aとbの合計では、65歳以上の高齢者78,500人(推計)のうち、約10,000人が要支援・要介護認定者と見込まれる。

(ウ) 医療機関等による生活機能評価実施対象者

基本チェックリストの実施で把握した「候補者」

(エ) 実施期間

a 基本チェックリスト・・・8月1日～1月31日(予定)

b 生活機能評価・・・11月1日～1月31日(予定)

(オ) 生活機能評価実施機関・・・市内の市が指定する医療機関

(カ) 医療機関による生活機能評価の内容

a 生活機能チェック

b 生活機能検査

(キ) 基本チェックリスト及び医療機関での生活機能評価受診の自己負担無料

(ク) 生活機能評価の実施及び特定高齢者把握事業の流れ

*これらの業務のうち、a～dの業務を新たに実施する。

a 市は候補者把握のために基本チェックリスト実施対象者全員に、同リストを送付し、医療機関による生活機能評価の受診希望者等に記入した同リスト（兼医療機関による生活機能評価受診の申込書）の返送を求める。

予定：発送約68,500人，返信9,500人

*基本チェックリストの実施対象者約68,500人

(a) 介護保険第1号被保険者（65歳以上）で、要支援1・2及び要介護1～5の認定を受けていない者

(b) 年度内65歳到達者で、要支援1・2及び要介護1～5の認定を受けていない者（市独自事業）

b 市は返信された基本チェックリストの内容を確認し、「候補者」の基準（国基準）に該当する者で当該受診を希望する者に、医療機関による生活機能評価票（兼受診票）を送付する。

予定：約9,500人

c 「候補者」は、市が委託した医療機関で生活機能評価を受診する。

d 市は医療機関から受診者の生活機能評価結果を受取り、実施医療機関へ評価費用を支払う。

予定：約200診療機関，約9,500人分

e 市は、生活機能評価の結果に基づき「候補者」の中から、特定高齢者の基準（国基準）に該当する者をコンピュータ処理により把握する。

予定：約9,500人

f 市は、把握した特定高齢者に、「介護予防事業施策」の「いきいき生活へのステップアップ事業」利用勧奨の通知・電話などを行う。

g 市は、生活機能評価受診票の情報提供の同意欄で、「医療機関による生活機能評価の結果について、地域包括支援センターへの情報提供に同意の記載のある」者の情報を、地域包括支援センターへ提供し、地域包括支援センターは介護予防事業施策の利用相談に応じ介護予防のマネジメントを行う。

h 市は、地域包括支援センターに介護予防事業利用勧奨やケアマネジメントの指導を行う。

(3) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

「生活機能評価」は介護保険の保険者である市町村が実施義務を負う事業で、「候補者」を把握する必要があるため、生活機能評価及び基本チェック

リストの事業案内通知を発送する必要がある。

しかし、本事業においては、その案内通知の対象となる者について情報を有していなため、対象者を把握できないこと、また、そのため本人からも収集することができないことから、次の情報を介護保険課及び市民窓口センターから収集し、目的外利用する必要がある。

なお、特定高齢者を把握する過程においては、上記の生活機能評価に基づくもののほか、本人以外の家族や民生委員児童委員等、保健福祉医療関係者等からの相談によるものが想定される。

しかし、この場合は、実施機関が要請して本人以外のものから情報を入手するものではないため、相談者から得られる本人の個人情報には「収集」には該当しない。

ア 本人以外のものから情報の収集をし、目的外利用する情報

(介護保険システム／介護保険課管理)

(ア) 介護保険情報

a 第1号被保険者にかかる次の情報

- (a) 氏名 (b) 生年月日 (c) 性別 (d) 住所
- (e) 送付先住所 (f) 送付先あて名
- (g) 住所地特例の有無(本市) (h) 要介護(要支援)認定の有無
- (i) 認定有効期間

b 年度内に年齢が65歳に到達する者の次の情報

(a) 要介護(要支援)認定者情報

(当該事業対象者から除外のため)

- a' 氏名 b' 生年月日 c' 性別 d' 住所
- e' 認定有効期間

(b) 住所地特例者(本市及び本市以外)

(当該事業対象者に、他市に居住する本市住所地特例者を追加し、本市に居住する他市の住所地特例者を除外するため)

- a' 氏名 b' 生年月日 c' 性別 d' 住所
- e' 送付先住所 f' 送付先あて名(本市のみ)

(c) 適用除外者の情報

(第1号被保険者の対象外のため)

- a' 氏名 b' 生年月日 c' 性別 d' 住所

c 年度内に年齢が65歳に到達する者(転入者を含む)にかかる住民基本台帳情報については、次の基本4項目のみとする。

(住記オンラインシステム／市民窓口センター管理)

- (a) 氏名 (b) 生年月日 (c) 性別 (d) 住所

イ 情報を収集する時期

これらの情報の収集は、毎年度、基本チェックリスト送付時の対象者把握を1回目とし、以降、毎月、新たな対象者を把握していくものとする。

(4) 個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

「本人以外のものからの情報の収集」及び「目的外利用」することについての本人への通知は、「生活機能評価」が市町村の義務事業であり、この事業の「候補者」を把握する必要があるため、介護保険要支援1・2及び要介護1～5の認定区分を有する者を除いた介護保険第1号被保険者全員を対象に当該事業の案内を送付をするためのものであるが、このための情報の収集及び目的外利用することについては、通知すべき相手が78,500人（推計）と多数であり、目的外に利用する個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、個々への通知を省略し、代わりに個人情報を本人以外から収集すること及び目的外に利用することについて、広報により周知することとする。

また、当該事業案内の通知に際し、通知対象者（推計68,500人）には、案内通知に個人情報の収集及び目的外利用したことについて記載するものとする。

(5) コンピュータ処理の必要性について

ア 必要性について

生活機能評価に関することについては、先の答申（第200号）において、市民健康課が実施した基本健康診査受診者推定約5万人の中から、生活機能評価受診者で「本課が実施する介護予防事業の案内等への情報利用に同意のあった者」に、その情報から特定高齢者を選定するにあたり、多数の生活機能評価受診者の結果から特定高齢者要件に合う者（約3千人見込）を迅速かつ適確に抽出する必要があることや当該特定高齢者への勧奨通知等の業務を確実に実施するために、コンピュータ処理が必要であることが認められている。

今回、平成20年度から、本課で生活機能評価を実施するにあたり、その業務として、生活機能評価及び基本チェックリストの案内通知を送付する対象者である介護保険第1号被保険者（65歳以上）及び年度内65歳到達者の合計78,500人（推計）のうちの要支援・要介護認定区分を有する者推計10,000人を除く68,500人を抽出する必要があるため、また、その抽出した者への通知送付や推計9,420人と見込まれる生活機能評価結果のデータ管理など、新たな処理を行うことになる。

このように、新たに生活機能評価を実施するにあたっての業務処理においても、多数の対象者やデータ管理、複雑な抽出処理、200ヶ所以上への評価費用の支払額算定業務などが発生することから、これらの業務を迅速かつ適確に業務処理するためにはコンピュータ処理を必要とする。

また、特定高齢者の把握にあたっては、現在、生活機能評価結果データから複雑な要件に該当する者を、コンピュータ処理により確実に把握することが可能となっているが、今後も迅速・適確な把握をしていくためには、本課で実施する多数の者の生活機能評価の結果についても現在と同様にコンピュータ処理に対応したデータ化を図り、確実な管理ができていくことが前提となる。

この生活機能評価結果の確実なデータ管理の面からも、また生活機能評価実施に伴う新たな業務処理においても、コンピュータ処理による確実なデータ管理を必要としている。

業務処理システムにおける新たな機能について

平成19年度以降の生活機能評価結果の処理業務に関しては、保健福祉総合システム内に、結果情報の蓄積・特定高齢者の抽出プログラム化・個人別履歴照会等が可能な業務処理システムを組み込むことについて、前記の答申（第200号）で、既に承認されているが、平成20年度以降においては、本課において生活機能評価を実施することになるため、同業務システム（以下「介護予防事業システム」という。）に、更に、「候補者」把握のための基本チェックリスト発送対象者抽出プログラム及び医療機関による生活機能評価受診券発行管理等の機能が必要と考えている。

このため、今後も、事務の確実性・迅速化を図るために、これらの新たな機能を介護予防事業システムに付加するものとする。

なお、この場合においても多量の一括処理等が困難な場合においては、IT推進課へ処理依頼するものとする。

イ 安全対策及び日常的な処理体制

このコンピュータ処理は、平成20年度においてはIT推進課への依頼により、IT推進課が行うものとし、介護保険システム・住記オンラインシステムからの必要なデータの抽出、処理プログラム作成、データ照合、及び出力物の作成をおこなうものである。

なお、介護予防事業システムの稼働後は、これらのコンピュータ処理は原則として当該システムにおいて処理するものとし、当該システムでの対応が困難な場合は、IT推進課へ処理依頼するものとする。

また、抽出したデータ及び出力物については高齢福祉課が管理し、介護予防事業特定高齢者把握事業に使用するもので、次のとおり安全対策を講じる

ものである。

(ア) 抽出・処理した出力物は高齢福祉課の施錠可能なファイリングキャビネットに保管する。

(イ) 特定高齢者情報の一部については保健福祉総合システムにおいて、課外にはアクセス不可とする。

また、この場合の操作者は限定し、ID・パスワードにより本人確認を行い、セキュリティの確保に努める。

(ウ) 市の委託先である通知封入封緘業務事業者・市内医療機関・地域包括支援センターには委託契約書により、本市条例等を遵守させる。

(エ) そのほか、藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータシステム管理運用規程を遵守、運用するものとする。

ウ 使用する個人情報の項目及びコンピュータ処理内容について

(ア) 基本チェックリスト実施対象者に関すること

a 基本チェックリスト通知対象者の抽出処理
使用する情報

(a) 第1号被保険者に係る次の情報

(介護保険システム／介護保険課管理)

a' 氏名 b' 生年月日 c' 性別 d' 住所

e' 送付先住所 f' 送付先あて名 g' 住所地特例の有無

h' 要介護（要支援）認定の有無・認定有効期間

(b) 年度内に年齢が65歳に到達する者の情報

a' 要介護（要支援）認定者情報

(a') 氏名 (b') 生年月日 (c') 性別 (d') 住所

(e') 認定有効期間

b' 住所地特例者（本市及び本市以外）

(a') 氏名 (b') 生年月日 (c') 性別 (d') 住所

(e') 送付先住所 (f') 送付先あて名

c' 適用除外者の情報

(a') 氏名 (b') 生年月日 (c') 性別 (d') 住所

(c) 年度内に年齢が65歳に到達する者（転入者を含む）に係る住民基本台帳情報

(住記オンラインシステム／市民窓口センター管理)

a' 氏名 b' 生年月日 c' 性別 d' 住所

- b 基本チェックリスト実施対象者への通知にかかる出力物
- (a) 基本チェックリスト対象・発送者名簿（FD）
（高齢福祉課使用）
* 発送者全員の発送に関する個人のデータの蓄積はしないが、生活機能評価受診券発送者名簿を作成する場合の元データとして使用する。
- a' 出力項目 (a') 氏名 (b') 生年月日 (c') 性別
(d') 住所 (e') 送付先住所
(f') 送付先あて名 (g') 受診者番号
(h') 住所地特例の有無
- b' 入力項目 受診票発行日
- (b) 基本チェックリスト発送者の通知先等印刷用ファイル作成
* 返信用基本チェックリスト印刷及び封筒へのあて名印刷用
（通知印刷・封入封緘委託先事業者使用）
- 出力項目 a' 氏名 b' 生年月日 c' 性別
d' 送付先住所 e' 送付先あて名
f' 受診者番号
g' 住所地特例の有無（注意書きを同封するため）
- (イ) 医療機関による生活機能評価の受診者に関すること
- a 生活機能評価受診結果のデータの管理（高齢福祉課管理）
- 管理項目 (a) 氏名 (b) 生年月日 (c) 性別
(d) 住所 (e) 送付先住所
(f) 送付先あて名 (g) 住所地特例の有無
(h) 電話番号 (i) 受診者番号
(j) 問診（自覚症状・服薬・既往歴・嗜好・家族歴）
(k) 身体計測（身長・体重・BMI） (l) 血圧
(m) 貧血検査 (n) 血清アルブミン値
(o) 心電図検査 (p) 理学検査
(q) 基本チェックリスト (r) 評価報告
(s) 医療機関番号 (t) 医療機関名
(u) 評価年月日 (v) 特定高齢者該当理由
(w) 勸奨介護予防事業名
(x) 担当する地域包括支援センター名
(y) 担当する地域包括支援センターへの情報提供同意の有無

b 生活機能評価の受診者にかかる出力物

- (a) 生活機能評価受診者名簿／一覧リスト及びFD（集計用）
（高齢福祉課使用）

出力項目 a' 氏名 b' 生年月日 c' 性別 d' 住所
e' 送付先住所 f' 送付先あて名
g' 住所地特例の有無 h' 電話番号
i' 受診者番号 j' 受診医療機関
k' 医療機関コード l' 評価費用
m' 受診年月日 n' 支払予算区分
o' 候補者かどうかの判定
p' 1号被保険者かどうかの判定
q' 認定の有無・認定有効期間

- (b) 特定高齢者候補者名簿／一覧リスト及びFD（集計用）
（高齢福祉課使用）

出力項目 a' 氏名 b' 生年月日 c' 性別 d' 住所
e' 送付先住所 f' 送付先あて名
g' 住所地特例の有無 h' 電話番号
i' 受診者番号 j' 認定の有無
k' 特定高齢者候補理由

- (c) 特定高齢者一覧名簿／一覧リスト及びFD（集計用）
（高齢福祉課使用）

a' 集計用

出力項目 (a') 氏名 (b') 生年月日 (c') 性別
(d') 住所 (e') 送付先住所
(f') 送付先あて名 (g') 住所地特例の有無
(h') 電話番号 (i') 受診者番号
(j') 特定高齢者該当理由
(k') 勸奨介護予防事業名
(l') 担当する地域包括支援センター名
(m') 担当する地域包括支援センターへの情報提供
同意の有無

b' 名簿作成・集計用

（地域包括支援センター使用）

*市内包括支援センター別に各々で担当する者について、情報提供同意のあった者についてのみ提供

出力項目 (a') 氏名 (b') 生年月日 (c') 性別

- (d') 住所 (e') 送付先住所
- (f') 送付先あて名 (g') 住所地特例の有無
- (h') 電話番号 (i') 受診者番号
- (j') 特定高齢者該当理由
- (k') 勸奨介護予防事業名
- (l') 担当する地域包括支援センター名

(d) 特定高齢者個人別リスト

a' 介護予防事業相談指導用

(高齢福祉課使用)

- 出力項目 (a') 氏名 (b') 生年月日 (c') 性別
- (d') 住所 (e') 送付先住所
 - (f') 送付先あて名 (g') 住所地特例の有無
 - (h') 電話番号 (i') 受診者番号
 - (j') 問診 (自覚症状・服薬・既往歴・嗜好・家族歴)
 - (k') 身体計測 (身長・体重・BMI)
 - (l') 血圧 (m') 貧血検査
 - (n') 血清アルブミン値 (o') 心電図検査
 - (p') 理学検査 (q') 基本チェックリスト
 - (r') 評価報告 (s') 医療機関番号
 - (t') 医療機関名 (u') 受診年月日
 - (v') 特定高齢者該当理由
 - (w') 勸奨介護予防事業名
 - (x') 担当する地域包括支援センター名
 - (y') 担当する地域包括支援センターへの情報提供
同意の有無

b' 介護予防事業相談指導用

(市内地域包括支援センター使用)

* 市内包括支援センター別に各々で担当する者について、情報提供に同意のあった者についてのみ提供

- 出力項目 (a') 氏名 (b') 生年月日 (c') 性別
- (d') 住所 (e') 送付先住所
 - (f') 送付先あて名 (g') 住所地特例の有無
 - (h') 電話番号 (i') 受診者番号
 - (j') 問診 (自覚症状・服薬・既往歴・嗜好・家族歴)
 - (k') 身体計測 (身長・体重・BMI)

- (l') 血圧 (m') 貧血検査
- (n') 血清アルブミン値 (o') 心電図検査
- (p') 理学検査 (q') 基本チェックリスト
- (r') 評価報告 (s') 医療機関名
- (t') 受診年月日 (u') 特定高齢者該当理由
- (v') 勸奨介護予防事業名
- (w') 担当する地域包括支援センター名

(e) 介護予防事業利用勸奨通知及び宛名ラベル

- 出力項目 a' 氏名 b' 住所 c' 特定高齢者該当理由
 d' 勸奨介護予防事業名
 e' 担当となる地域包括支援センター名

c 保健福祉総合システムに入力する情報

- 入力項目 (a) 氏名 (b) 生年月日 (c) 性別
 (d) 住所 (e) 送付先住所
 (f) 送付先あて名 (g) 住所地特例の有無
 (h) 電話番号 (i) 受診者番号(年度別)
 (j) 受診票発行日
 (k) 問診(自覚症状・服薬・既往歴・嗜好・家族歴)
 (l) 身体計測(身長・体重・BMI) (m) 血圧
 (n) 貧血検査 (o) 血清アルブミン値
 (p) 心電図検査 (q) 理学検査
 (r) 基本チェックリスト (s) 評価報告
 (t) 医療機関番号 (u) 医療機関名
 (v) 受診年月日 (w) 評価費用
 (x) 認定結果 (y) 認定有効期間
 (z) 特定高齢者該当理由
 (aa) 利用勸奨介護予防事業名
 (ab) 担当する地域包括支援センターへの情報提供同意の有無
 (ac) 担当する地域包括支援センター名

(6) 実施時期

平成20年7月1日以降、毎月行うものとする。

(7) 提出資料

- ア 介護保険法(抜粋)
- イ 地域支援事業実施要綱 新旧対照表(抜粋)
- ウ 市内地域包括支援センター名簿
- エ 医療制度改正による基本健康診査・生活機能評価の推移

- オ 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（抜粋）
「平成20年度以降の生活機能評価について」
- カ 生活機能評価の実施及び特定高齢者把握事業の流れ
- キ 返信用基本チェックリスト
- ク 生活機能評価票（兼受診票）
- ケ 広報（案）
- コ 個人情報の流れ及びコンピュータ処理イメージ
- サ 個人情報取扱事務届出書
「介護保険法における介護予防事業に関すること」
- シ 正誤表
- ス 健康増進のための各種事業のご案内
- セ 地域包括支援センターをご存じですか？

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

「生活機能評価」は介護保険の保険者である市町村が実施義務を負う事業で、「候補者」を把握する必要があるため、生活機能評価及び基本チェックリストの事業案内通知を発送する必要がある。

しかし、本事業においては、その案内通知の対象となる者について情報を有していなため、対象者を把握できないこと、また、そのため本人からも収集することができない。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

「生活機能評価」が市町村の義務事業であり、この事業の「候補者」を把握する必要があるため、介護保険要支援1・2及び要介護1～5の認定区分を有する者を除いた介護保険第1号被保険者全員を対象に当該事業の案内を発送をするためのものであるが、このための情報の収集及び目的外利用することについては、通知すべき相手が78,500人（推計）と多数であり、目的外に利用する個人情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、実施機関の事務処理の効率性が著しく損なわれることから、実施機関では、個々への通知を省略し、代わりに個人情報を本人以外か

ら収集すること及び目的外に利用することについて、広報により周知することとしている。

また、実施機関では、当該事業案内の通知に際し、通知対象者（推計68,500人）には、案内通知に個人情報の収集及び目的外利用したことについて記載するものとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理の必要性について

平成20年度から、本課で生活機能評価を実施するにあたり、その業務として、生活機能評価及び基本チェックリストの案内通知を送付する対象者である介護保険第1号被保険者（65歳以上）及び年度内65歳到達者の合計78,500人（推計）のうち、要支援・要介護認定区分を有する者推計10,000人を除く68,500人を抽出する必要がある。また、その抽出した者への通知送付や推計9,420人と見込まれる生活機能評価結果のデータ管理など、新たな処理を行うことになる。

このように、新たに生活機能評価を実施するにあたっての業務処理においても、多数の対象者やデータ管理、複雑な抽出処理、200ヶ所以上への評価費用の支払額算定業務などが発生することから、これらの業務を迅速かつ適確に業務処理する必要がある。

また、特定高齢者の把握にあたっては、現在、生活機能評価結果データから複雑な要件に該当する者を、コンピュータ処理により確実に把握することが可能となっているが、今後も迅速・適確な把握をしていくためには、本課で実施する多数の者の生活機能評価の結果についても現在と同様にコンピュータ処理に対応したデータ化を図り、確実な管理ができていくことが前提となる。

以上のことから判断すると、個人情報をコンピュータ処理する必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、以下の(ア)から(イ)までのとおりの安全対策を講じることとしている。

- (ア) 抽出・処理した出力物は高齢福祉課の施錠可能なファイリングキャビネットに保管する。
- (イ) 特定高齢者情報の一部については保健福祉総合システムにおいて、課外にはアクセス不可とする。

また、この場合の操作者は限定し、ID・パスワードにより本人確認を行い、セキュリティの確保に努める。

(ウ) 市の委託先である通知封入封緘業務事業者・市内医療機関・地域包括支援センターには委託契約書により、本市条例等を遵守させる。

(エ) そのほか、藤沢市情報セキュリティポリシー及び藤沢市コンピュータシステム管理運用規程を遵守、運用するものとする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上